

お客さま 各位

「暗号資産交換業者及び資金移動業者へのお振込みについて」

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今、インターネットバンキングに係る不正送金事犯をはじめ、還付金詐欺や架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺の被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座宛に送金される事例が多発しております。

こうした状況を受け、当金庫は暗号資産交換業者・資金移動業者の金融機関口座に対し、口座名義人と異なる依頼人名に変更してお振込みされる場合は、お取引を制限させていただく場合がございます。また、お客さまが詐欺被害に遭われていないかなど不正送金（振込）の未然防止のため、お振込理由などをお伺いさせていただくとともに、必要に応じて疎明資料等や本人確認書類の提出をお願いする場合がございます。

お客さまの保護と詐欺被害防止のため、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【支払口座名義と振込依頼人名が異なる振込の具体例】

支払口座名義	振込依頼人名	振込可否
シンキン タロウ	シンキン タロウ	振込可
シンキン タロウ	123 シンキン タロウ	振込可
シンキン タロウ	シンキン ハナコ	振込不可